

令和4年12月22日

関係所属長 殿

長野県警察本部長

人身安全関連事案に対処するための体制の確立とその運用の徹底 について（通達）

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）への対処については、警察本部長通達「人身安全関連事案に対処するための体制の確立とその運用の徹底について」（令和2年12月17日付け人少268ほか）及び生活安全部長通達「人身安全関連事案への対応上の留意事項について」（令和2年6月24日付け人少142）に基づき実施しているところであるが、下記のとおり、その運用について徹底されたい。

なお、上記通達は廃止する。

記

1 人身安全関連事案

人身安全関連事案とは、次のものをいう。

- (1) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案
恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案のうち、次の事案をいう。
 - ア ストーカー事案
 - イ 配偶者暴力事案
 - ウ いわゆる「デートDV」等男女間トラブル事案
- (2) 特異行方不明事案
行方不明者発見活動に関する規則第2条第2項の特異行方不明者に該当する行方不明事案
- (3) 児童・高齢者・障害者虐待事案
児童・高齢者・障害者虐待事案又は児童・高齢者・障害者虐待が疑われる事案
- (4) その他人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案
近隣トラブルや金銭問題などの個人間トラブルに係る相談のうち、人の生命、身体に被害が及ぶおそれや事態が急変する可能性がある事案

2 対処の基本

人身安全関連事案は、認知した段階では、被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いため、認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門、地域部門が連携の上、警察本部が確実に関与して、事案に応じて被害者の安全確保のために最も効果的な手法を執る必要があることから、警察本部及び警察署における対処体制を確立し、迅速・的確な対処を図るもの。

3 体制の確立

(1) 警察本部

人身安全関連事案に対処するための体制（以下「本部対処体制」という。）を人身安全・少年課に設置し、司令塔を人身安全・少年課長とする。

本部対処体制の構成員は、別紙「警察本部人身安全関連事案対処体制」のとおりとする。

本部対処体制は、警察署からの報告を受け、危険性・切迫性を見極めて執るべき措置を検討・判断するとともに、これに基づき被害者等の保護対策、行為者の

事件検挙、行政措置等に関する警察署への指導・助言・支援を一元的に行うことを任務とし、事案に応じて、保護対策や事件検挙等の支援を行う要員（以下「現場支援要員」という。）を警察署に派遣する。

(2) 警察署

警察署長は、人身安全関連事案に対処する司令塔を副署長又は次長、副司令塔を管理官が置かれている警察署にあつては管理官（長野中央署及び松本警察署にあつては生活安全・刑事担当）、それ以外の警察署にあつては生活安全課長及び刑事課長（生活安全課長及び刑事課長が置かれていない警察署にあつては生活安全・刑事課長）とし、生活安全部門及び刑事部門を中心に事案対処時に優先的に指名する要員をあらかじめ指定して警察署対処体制を確立すること。

また、当直体制下で相談等がなされた場合の対処体制についても、あらかじめ確立しておくこと。

なお、個々の事案への対処体制は、警察署対処体制の構成員を中心として、その都度確立すること。

4 運用要領

(1) 事案認知時の対応

人身安全関連事案を認知した警察職員は、副署長又は次長等を経由して警察署長に速報するとともに、本部対処体制の司令塔である人身安全・少年課長にも速報すること。

報告を受けた警察署長は、事案の危険性・切迫性等を勘案し、迅速・的確に対処方針及び対処体制を確立して指揮を執ること。

(2) 共同聴取による危険性等の見極め

人身安全関連事案に係る相談への対処に当たっては、

○ 被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を判断するため必要があると認めるとき

○ 事件化のための擬律判断を的確に行うため必要があると認めるとき

などには、原則として生活安全部門と刑事部門の担当者が共同で聴取を行うこと。

その際、犯罪行為が認められた場合には、被害者が被害申告をためらうなどの状況から、直ちに事件化とならない場合であっても、後の事件化に備え、事件相談として受理し、必要な捜査を実施すること。

(3) 被害者の保護

警察署長は、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる事案については、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させること。

危険性・切迫性が認められるにもかかわらず、やむを得ない事情があり避難させることができない場合には、被害者等の身辺警戒等の措置を確実にすること。

なお、危険性・切迫性が極めて高いとは認められない場合であっても、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が否定できず、又は判断できないときは、危険性等があるものと積極的に判断して対処すること。また、行為者が暴力団員等であった場合は、長野県警察保護対策実施要綱に定める対応につき、組織犯罪対策課と協議を行うこと。

(4) 行為者への措置

行為者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、第一義的に検挙等による加害行為の防止措置を執ること。

(5) 現場支援要員等の派遣等

人身安全・少年課長は、事案の危険性・切迫性及び警察署における対処体制等を勘案し、必要な指導・助言を行うとともに、関係所属と連絡・調整の上、本部対処体制から現場支援要員を警察署に派遣するなどの支援を行うこと。

5 人身安全関連事案の留意事項

(1) 警察署長及び本部対処体制への速報

人身安全関連事案については、4 (1)のとおり、認知した段階では事案の危険性・切迫性を正確に把握することが困難であるため、認知した段階で警察署長及び本部対処体制への速報を徹底すること。

特に被害者・関係機関等から警察署で相談を受けている場合や行方不明届を受理している場合には、可能な限り被害者や届出人等を帰宅させる前に報告すること。

速報を受けた本部対処体制は、配偶者からの暴力事案等と児童虐待事案のように、人身安全関連事案として複数の要素が絡み合う事案があり得ることを念頭に置きつつ、事案の認知段階から情報を集約して事態を掌握し、警察署に対し必要な指導・助言・支援を一元的に行うこと。

なお、事案認知の段階では、人身安全関連事案該当性の判断が困難な場合もあり得るところ、そのような場合には、危険性等の見極めをより適切に行うため、広く人身安全関連事案として捉え、警察署長及び本部対処体制に速報すること。

(2) 関係する警察本部間の情報共有

人身安全関連事案の関係場所が複数の都道府県にわたる場合や、加害者又は被害者が他の都道府県へ転居した場合には、関係都道府県警察が連携を密にして対処に当たることが重要であることから、本部対処体制を介して関係都道府県警察と情報共有を図ること。

また、事案の処理方針に影響を及ぼし得る情報を把握した場合も本部対処体制を介して関係都道府県警察に連絡すること。

(3) 部門間の情報共有等

ア 人身安全関連事案の対処に当たっては、3のとおり対処体制を確立するほか、生活安全部門、刑事部門、地域部門、被害者支援担当部門等関係部門間で連携を密にすること。

イ 人身安全関連事案は、生活安全部門への相談を経ることなく、直接、刑事部門へ被害の届出がなされ、直ちに事件捜査へ移行する場合があること、また、生活安全部門が「警察に対する相談」として認知した事案であっても、認知の初期段階から刑事部門の捜査員を投入する必要がある事案も多いことなどから、平素から、生活安全部門と刑事部門の情報共有には、特段の配慮をすること。

なお、刑事部門が主導して、事件捜査が先行する事案であっても、事件の背景に恋愛感情のもつれに起因する怨恨等が存在している可能性があり、加害者が突発的な行動に出るおそれがある事案については、事件に着手するまでの間に警戒の空白が生じ、被害者等に危害が及ぶことのないよう、生活安全部門を中心に、適切な保護対策を講じること。

(4) 被害者等に関する配慮

被害者等から相談等を受理するに当たっては、警察署等の適切な施設で行い、外から見えない相談室で話を聞くなど、被害者等の安全の確保やプライバシーに十分配慮した対応をすること。

また、事案の特性に鑑み、被害者等の負担を軽減し、二次被害を与えないとの観点から、女性警察官による被害相談対応等の配慮をするとともに、被害児童に対しては、児童の心理、特性にも十分に配慮すること。

このほか、被害者等が外国人である場合には、通訳人を早期に確保するなど被害者等の立場に立つたできる限りの配慮を行うこと。

(5) 被害者等に関する個人情報の保護

被害者等の安全を確保するため、被害者等の氏名、住所等のほか、電話番号やメールアドレス等を含む個人情報の保護を徹底すること。

例えば、人身安全関連事案の加害者の中には、被害者等が住所等を変えた場合には、当該場所を探し出そうとする者もいるところ、警察が保有する被害者等に

係る個人情報（氏名、住所又は居所）については、被害者等の生命及び身体を保護する上で特に重要な個人情報であることを認識し、当該情報の取扱いには十分な注意を払うこと。

特に、他部門における別事件の取扱いにおいて、秘匿避難中の被害者やその親族の個人情報（氏名、住所、住居等）を広報すること等がないよう、各種照会や、被害者やその親族等への確認を徹底するとともに、秘匿避難に係る部門間の情報共有を図ること。

6 その他

人身安全関連事案に対処するための体制の確立とその運用を示すフローチャートを添付する。

担 当：人身安全・少年課(人身安全対策係)

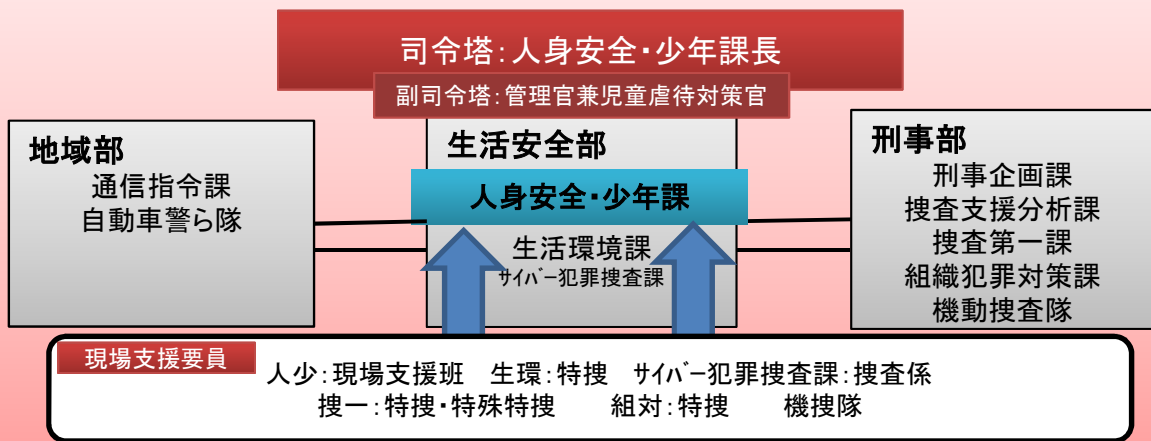
警察本部人身安全関連事案対処体制

司令塔	生活安全部参事官兼地域部参事官、刑事部参事官、人身安全・少年課長	
副司令塔	人身安全・少年課管理官兼児童虐待対策官	
構成員	<p>人身安全・少年課</p> <p>生活環境課</p> <p>サイバー犯罪捜査課</p> <p>通信指令課</p> <p>自動車警ら隊</p> <p>刑事企画課</p> <p>捜査支援分析課</p> <p>捜査第一課</p> <p>組織犯罪対策課</p> <p>機動捜査隊</p>	<p>次長</p> <p>室長（少年サポートセンター）</p> <p>課長補佐（人身安全対策、人身安全事態対処・人身安全現場支援、少年事件）</p> <p>人身安全対策係員</p> <p>人身安全現場支援班員</p> <p>少年サポートセンター係員</p> <p>課長補佐（生活経済・環境、風俗）</p> <p>課長補佐（指導）</p> <p>課長補佐（企画指導）</p> <p>副隊長</p> <p>課長補佐（指導第二）</p> <p>課長補佐（情報分析）</p> <p>課長補佐（強行、特殊事件捜査、特捜班）</p> <p>強行犯・特殊事件捜査第一・特殊事件捜査第二係員</p> <p>課長補佐（暴力団対策、特捜班）</p> <p>副隊長、隊長補佐</p>

人身安全関連事案に対処するための体制の確立とその運用

本部対処体制

警察署から事案を認知した後、行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する指導・助言・支援を一元的に行う。



警察署対処体制

②速報

署長

司令塔: 副署長(次長)

副司令塔:
管理官、課長

- ・ 生安・刑事部門を
中心に事案対処時
に優先的に指名さ
れる要員をあらかじめ
指定して対処体制を
確立
- ・ 当直体制下での
対処体制も確立

① 相談等対応 事案認知

- ・ 生安・刑事両部門で
共同聴取
- ・ 意思決定支援手続

※ 既に犯罪行為があるが、直ちに事件化できない場合、事件相談として受理し捜査を開始

危険性等の判断

- ・ 相談者等から行為者の具体的言動等を十分に引き出す等

危険性の判断

- ・ 行為者において、被害者等の生命・身体に対する危害言動があること
- ・ 行為者において、被害者等へ物理的接近行為があること
- ・ 行為者が特定できない、又は所在不明であること等

③指揮

行為者が被害者等に危害を加えることが物理的に不可能な状況を作り上げ、被害者等の安全を確保することを最優先に対処方針、対処体制を決定

各種措置

対処方針

- ・ 行為者への措置
- ・ 被害者への措置

対処体制

- ・ あらかじめ指定した対処体制構成員を中心に事案ごと確立

行為者への措置

- #### 加害行為の防止措置
- ・ 検挙措置
 - ・ 警告等の実施

被害者への措置

- #### 避難措置
- ・ 身辺警戒等の措置
 - ・ 自衛措置の教示等

④ 対処方針・体制 報告

⑤ 指導・助言 現場支援要員の派遣等